

西宮市立幼稚園おむすび広場事業利用料に関する規則制定の件

西宮市立幼稚園おむすび広場事業利用料に関する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により平成31年3月29日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

平成31年4月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市立幼稚園おむすび広場事業利用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立幼稚園において受ける教育に要する費用徴収条例（平成26年西宮市条例第29号。以下「条例」という。）に基づく西宮市立幼稚園を利用する支給認定幼児の保護者が負担する額（条例第3条第1項第2号に限る）及びその徴収について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「おむすび広場事業利用料」とは、条例第3条第1項第2号に規定する教育活動を受けた際に負担する額をいう。

(おむすび広場事業利用料)

第3条 おむすび広場事業利用料は、1回につき300円とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する場合は、0円とする。

(回数券の額等)

第4条 条例第3条第2項に規定する回数券の種類は、1回分、5回分、10回分とし、金額は別表第1のとおりとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、利用料及びその徴収に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表第1 (第4条関係)

種類	金額
1回分	300円
5回分	1,500円
10回分	3,000円

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

平成31年度より西宮市立幼稚園で行う一時預かり事業「おむすび広場事業」の本格実施に伴う費用徴収を行うにあたり、必要な事項を定めるため。